

北見市プレミアム付商品券取扱加盟店申込書

募集要項の内容に同意し、加盟店登録の申込をいたします。

1. 申請者 (申込日 年 月 日)

法人名・事業所名					
法人・事業所住所	〒				
代表者名					
連絡先	電話		FAX		
	E-Mail				
配布物送付先 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 申請者に一括送付 <input type="checkbox"/> 取扱店舗ごとに送付				
振込先口座		銀行 信金	本店 支店	預金種別	普通・当座
	口座名義人	フリガナ		口座番号	

※店舗ごとに振込先を設定する場合は、お手数ですが店舗ごとに申込書をご提出ください。

2. 取扱店舗

※取扱店舗名は市のチラシ・ホームページ等に掲載する名称としてください。

取扱店舗名					
取扱店舗住所	〒				
取扱店舗責任者名					
連絡先	電話		FAX		
	E-Mail				
業種	小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業 ・ その他				
取扱品目・サービス					

北見市プレミアム付商品券取扱加盟店申込書

法人名・事業所名（申請者）	
---------------	--

/ 枚

取扱店舗名				
取扱店舗住所	〒			
取扱店舗責任者名				
連絡先	電話		FAX	
	E-Mail			
業種	小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業 ・ その他			
取扱品目・サービス				

取扱店舗名				
取扱店舗住所	〒			
取扱店舗責任者名				
連絡先	電話		FAX	
	E-Mail			
業種	小売業 ・ 飲食業 ・ サービス業 ・ その他			
取扱品目・サービス				

※ 3 店舗以上の申請の場合は、本面をコピーしてお使いください。

募集要項

1. 申込資格

北見市に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、北見市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行っている事業者並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③下記「3.商品券の使用対象外となるもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

2. 登録料

無料

3. 商品券の使用対象外となるもの

- ①商品券やプリペイドカード等の金券類、切手、官製はがき、印紙など換金性の高いもの
- ②出資や金融商品の購入
- ③電子マネーへのチャージ
- ④国や地方公共団体への支払い（税金・使用料・北見市ごみ袋など）
- ⑤車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）
- ⑥公共料金や通信販売等の収納代行
- ⑦土地、建物の購入及び家賃、地代の支払い
- ⑧たばこの購入
- ⑨「1.申込資格」の①に該当する風俗営業に係るもの
- ⑩その他、北見市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

4. 厳守事項

- ①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②商品券と現金との交換は現金です。
- ③商品券の券面金額に満たない利用であっても、つり銭は出さないでください。
- ④使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑤商品券の紛失及び盗難に対し、北見市はその責任を負いません。
- ⑥商品券を受領したときは、再使用を防止するため商品券の裏面に加盟店名を記載（手書き又はゴム印等）してください。
- ⑦加盟店であることが明確になるよう、配布するステッカーを消費者にわかりやすい場所に提示してください。
- ⑧「北海道スタイル」を実践し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を万全に行ってください。

5. 換金方法

- ①当市が指定する市内金融機関に使用済商品券と換金請求書を提出いただいた後、ご指定の口座に振込します。
- ②換金受付期間は令和3年8月下旬から令和4年1月中旬までを予定しており、期間を過ぎてからの換金には一切応じないものとします。
- ③換金手数料（振込手数料）は無料とします。